

令和4年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第13報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。
 ・令和4年12月27日 保医発1227第2号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
1128	右	上から6行目	<p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) BRAF V600E変異タンパク免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、次に掲げる場合において、患者1人につき1回に限り、区分「N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製」の「7」のCD30の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、区分「D004-2」の「1」の「イ」の「(1)」に掲げる大腸癌におけるBR AF遺伝子検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>ア 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助に用いる場合</u></p> <p><u>イ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助に用いる場合</u></p> <p><u>(12) 早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的として、BRAF V600E変異タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を実施した場合にあっては、区分「D004-2」に掲げるマイクロサテライト不安定性検査、又はミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p>	<p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (1)～(10) (略)</p>	<p>字句挿入</p>